

第一回  
令和元年六月六日(木曜日)  
午前十時二分開会

## 参議院内閣委員会議録第二十一号

令和元年六月六日(木曜日)  
午前十時二分開会

委員の異動

六月四日

辞任

六月五日

辞任

六月六日

辞任

出席者は左のとおり。

理事

委員長

理事

委員

石川 博崇君	西田 實仁君	補欠選任
佐藤 啓君	野上 浩太郎君	補欠選任
山東 昭子君	豊田 俊郎君	野上 浩太郎君
宮本 周司君	猪口 邦子君	宮本 周司君
進藤 金日子君	中西 哲君	進藤 金日子君
藤川 政人君	石井 正弘君	藤川 政人君
和田 政宗君		和田 政宗君
相原久美子君		相原久美子君
矢田わか子君		矢田わか子君
有村 治子君		有村 治子君
石井 準一君		石井 準一君
猪口 邦子君		猪口 邦子君
岡田 広君		岡田 広君
進藤 金日子君	三浦 健太郎君	進藤 金日子君
中西 哲君	筒井 健夫君	中西 哲君
舞立 留治君	田畠 一雄君	舞立 留治君
三原じゅん子君		三原じゅん子君
宮本 周司君		宮本 周司君
牧山ひろえ君		牧山ひろえ君

木戸 口英司君	木戸 口英司君
榛葉賀津也君	榛葉賀津也君
竹内 真二君	竹内 真二君
西田 實仁君	西田 實仁君
清水 貴之君	清水 貴之君
田村 智子君	田村 智子君
國務大臣	國務大臣
(内閣府特命大臣担当)	(内閣府特命大臣担当)
副大臣	副大臣
内閣府副大臣	厚生労働副大臣
大臣政務官	大臣政務官
最高裁判所長官代理者	最高裁判所長官代理者
内閣府大臣政務	内閣府大臣政務
事務局側	事務局側
政府参考人	政府参考人
員 常任委員会専門	員 常任委員会専門
内閣官房内閣人	内閣官房内閣人
内閣官房人事政策統括官	内閣官房人事政策統括官
内閣官房人事政策統括官	内閣官房人事政策統括官
植田 浩君	植田 浩君
村田 齊志君	村田 齊志君
宮崎 一徳君	宮崎 一徳君
○委員長(石井正弘君) 政府参考人の出席要求に 関する件についてお詫びいたします。	○委員長(石井正弘君) ただいまから内閣委員会 を開会いたします。

○委員長(石井正弘君) 政府参考人の出席要求に 関する件についてお詫びいたします。	○委員長(石井正弘君) ただいまから内閣委員会 を開会いたします。
成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正 化等を図るために関係法律の整備に関する法律案 (第百九十六回国会内閣提出、第百九十八回国 会衆議院送付)	○政府参考人の出席要求に関する件
○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正 化等を図るために関係法律の整備に関する法律案 (第百九十八回国会内閣提出、第百九十九回国 会衆議院送付)	○政府参考人の出席要求に関する件
○委員長(石井正弘君) ただいまから内閣委員会 を開会いたします。	○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正 化等を図るために関係法律の整備に関する法律案 (第百九十八回国会内閣提出、第百九十九回国 会衆議院送付)
委員の異動について御報告いたします。	○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正 化等を図るために関係法律の整備に関する法律案 (第百九十八回国会内閣提出、第百九十九回国 会衆議院送付)

○委員長(石井正弘君) 御異議ないと認め、さよ う決定いたしました。	○和田政宗君 自由民主党・国民の声の和田政宗 では、早速質問に入つていただきたいといふふうに 思っております。
○委員長(石井正弘君) 成年被後見人等の権利の 制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律 の整備に関する法律案を議題といたします。	○国務大臣(宮腰光寛君) 今回の法案は、平成二 十八年五月施行の成年後見制度の利用の促進に関 する法律に基づき、成年後見制度を利用している 臣の見解を聞きたいというふうに思います。
○本件の趣旨説明は既に聴取しておりますので、 これより質疑に入ります。	○国務大臣(宮腰光寛君) 今回の法案は、平成二 十八年五月施行の成年後見制度の利用の促進に関 する法律に基づき、成年後見制度を利用している 臣の見解を聞きたいというふうに思います。
○委員長(石井正弘君) 御異議ないと認め、さよ う決定いたしました。	○和田政宗君 自由民主党・国民の声の和田政宗 では、早速質問に入つていただきたいといふふうに 思っております。
○委員長(石井正弘君) 成年被後見人等の権利の 制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律 の整備に関する法律案を議題といたします。	○和田政宗君 自由民主党・国民の声の和田政宗 では、早速質問に入つていただきたいといふふうに 思っております。

○委員長(石井正弘君) 成年被後見人等の権利の 制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律 の整備に関する法律案を議題といたします。	○和田政宗君 自由民主党・国民の声の和田政宗 では、早速質問に入つていただきたいといふふうに 思ております。
○本件の趣旨説明は既に聴取しておりますので、 これより質疑に入ります。	○和田政宗君 自由民主党・国民の声の和田政宗 では、早速質問に入つていただきたいといふふうに 思ております。
○委員長(石井正弘君) 御異議ないと認め、さよ う決定いたしました。	○和田政宗君 自由民主党・国民の声の和田政宗 では、早速質問に入つていただきたいといふふうに 思ております。
○委員長(石井正弘君) 成年被後見人等の権利の 制限に係る措置の適正化等を図るために関係法律 の整備に関する法律案を議題といたします。	○和田政宗君 自由民主党・国民の声の和田政宗 では、早速質問に入つていただきたいといふふうに 思ております。
○本件の趣旨説明は既に聴取しておりますので、 これより質疑に入ります。	○和田政宗君 自由民主党・国民の声の和田政宗 では、早速質問に入つていただきたいといふふうに 思ております。

○國務大臣(宮腰光寛君) 今回の法案におましましては、成年被後見人等に係る欠格条項を設けてい る各制度について、心身の故障等の状況を個別 的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定、個別審査規定へと適正化することとしております。

見制度を利用してゐる方々の人权が尊重され、本当に差別されないよう、いわゆる欠格条項を適正化することを目的とするものでありまして、今後、成年被后见人等に係る欠格条項を新たに設けることは、こうした法案の趣旨に照らして適當でないと考へております。

ないため、本人の能力が著しく低下し、社会生活において大きな支障が生じないと制度が利用されないことなどが指摘されております。

○和田政宗君 であれば、そういったところの周知も含めて、せつかくの制度でございますので、そういうふたところが利用できる、それによって助かる方へいらっしゃる方へ手を貸していく、そ

ら充実した検討が行われることを期待しているところでございます。

講員御指摘の個別審査規定の整備や選用に關しましては、それぞれの法律を所管する府省廳において、各資格等の性質や業務の実態等を勘案すべく、各務等に付する言質生に准拠しつつ、本件につ

こうした考え方については、内閣府は設置されておりました成年後見制度利用促進委員会の議論の取りまとめにおきましても、各府省庁においては、「去るほど安心して人権、折りこえて各を貢献せん」

うに思います。

しかねないといふと、これもそんじんが渉であるといふ意見がござりますけれども、これについて政府はどのように考えますでしようか。

し、賃貸等に対する信頼性を確保しつゝ、本法の実効性を高めることを目的とする改正案が提出されました。この改正案では、差別解消法等を踏まえ、必要な環境整備や合理的な配慮の在り方と併せて検討されることが必要と認められており、障害者権利条約の実現に向けた取り組みが進むことになります。

内閣府といいたしましても、既に各府省庁に対し  
新たに欠格条項を設けないようお伝えしたところ  
であります。が、法改正後にも改めて依頼、周知を  
行うこととしております。  
は 本法案が成立して以降  
新たに欠格条項を設けないよう留意することとされたところであります。

沙は専門職後見人、専門職後見監督人の事例で、すけれども、管理する資産額に応じて決定されるケースが多く、実務の量と比較して高額過ぎるのではないかというような、そういうふたケースもあるという意見がございますが、これについては見解はいかがでしようか。

○政府参考人（管野健太君） 大たいしも委員から御  
紹介がありましたとおり、最高裁判所事務総局家  
庭局の調査結果によりますと、平成三十年に報告  
がされました後見人等による不正事例は二百五十一  
件あります。その被害総額は約十一億三千万円  
であつたものと承知しております。

本来、被後見人等の権利を守る立場であるはず

内閣府にいたしましても、個別審査規定の整備や運用が適切になされれるよう各府省庁に要請を行つたところでありますけれども、今後、法改正後にも改めて各府省庁に要請を行い、周知徹底を図つてまいりたいと考えております。

なお、利用促進委員会の取りまとめでも言及されたとおり、その後継組織であり、厚生労働省に設置された成年後見制度利用促進専門家会議においても、今後しっかりと動向を注視していくことになるものというふうに考えております。

後見監督人の報酬につきましては、個別の事案に応じ家庭裁判所の判断において定められるものとされております。

○和田政宗君 その認識の下、しつかりとこれは  
る後見人等による不正は成年後見制度に対する信  
頼を損なうものであり、法務省といたしまして  
も、これを防止することは極めて重要な課題であ  
ると考えております。

○和田政宗君 この法改正に当たりまして、法律の専門家を始めとして、現場の運用を始めとして、行政書士の方々なども中心にお話を実は聞きました。

○和田政宗君 ありがとうございます。  
では、次に、成年後見制度自体についての論点  
を幾つかお聞きをしていきたいというふうに思ひ  
ます。

度利用促進専門家会議における最高裁判所の報告によりますと、後見人等への報酬の在り方について最高裁判所と専門職団体との間で議論がされており、今後、後見人等が行つた具体的事務の内容

防止をしていかなくてはならない、こういった不正は行われてはならないというふうに思つておりますので対応をお願いしたいというふうに思つて  
います。

その中でこういった意見がございまして、将来的に再度欠格条項が設けられることに対する懸念というような意見がございました。これは、成年後見制度の創設等が行われた平成十一年の法改正の際、併せて欠格条項の見直しが行われたわけで、すけれども、当時一百五十八あった欠格条項は百十六に減少したものの、その後は各省庁による見直しがほとんど行われずに二百程度にまで増加しましたという経緯がございます。

後見、保佐、補助の三類型のうち、保佐と補助の利用が少ないところがござりますけれども、現状について政府の見解をお述べいただきたいとうふうに思います。

○政府参考人(筒井健夫君) お答えを申し上げます。

御指摘ありましたとおり、成年後見制度の利用状況を見ますと、平成三十年におきましても全体の利用の約八割が後見類型となつておらず、保佐、

に応じて報酬額を決定するという基本的な方向性に基づき各家庭裁判所が検討を進めることにつきましては、専門職団体からも一定の理解が示されたとのことでござります。もっとも、最高裁判所の報告によりますと、専門職団体から後見人等が行う事務の内容やその評価の方法等について様々な意見が出されており、いまだ共通認識は形成されていない状況にあるとのことでございます。

このように、今後は各家庭裁判所において、以

不正の防止策としては後見制度支援信託、後見制度支援預金等の活用というものがござりますけれども、現在の活用状況と、これらによる資産管理についての長所、短所について説明を願います。

○政府参考人(筒井健大君) 御指摘ありましたとおり、後見人による不正を防止するために、家庭裁判所におきましては、親族後見人などが高額の財産を管理する事案では、日常的な生活を営むもの

将来的に欠格条項が再度増えることのないよう、関係省庁等への周知を徹底する必要性があるという意見もございますが、これについてはいかがでしょうか。

補助類型の利用の割合は少ない状況にございま  
す。

上のような最高裁判所と専門職団体との議論の状況等も鑒みて、後見事務の内容に心じた報酬の在り方にについて更に検討が行われるものと承知しておりますが、法務省といたしましても、利用者がメリットを実感できる制度の運用を進める観点から

に必要な金銭は預貯金等として管理し、それ以外の金銭は信託財産として信託銀行等に預け、その引き出しには家庭裁判所の発行する指示書を必要とするという後見制度支援信託の活用を促しているものと承知しております。

この後見制度支援信託の利用は、不正防止という観点からは有効ではあるものの、一部の金融機関の一部の店舗でしか取り扱っていないために、何か相談したいときに不安であることありますとか、それまで取引のなかつた金融機関と取引を始めるのに抵抗感があるといった問題点も指摘されているところでございます。

ないわけでござります。また、中核機関の設置予定時期についても未定とする自治体が全体の八割

近くに上っております。  
地域包括支援センター等既存の枠組みの利用、  
連携の在り方について、政府としてはどのように  
考へておられるか、答弁を願います。  
○政府参考人(八神敦雄君) お答え申し上げま

いといったケース、また消費者被害や虐待などの権利侵害のケース、こういった判断能力の低下などによる権利擁護ニーズ、これが増加してございます。こうした権利擁護のニーズに対応するためには、権利を擁護していく上で本人にとって最も適切な後見人等を選任するための家庭裁判所との連携が欠かせないと、ふうに考えてございま

す。  
○政府参考人（八神敦雄君） お答え申し上げま  
た。本人の家族など関係者を支援する取組、これ  
はもう必要なわけでございますけれども、その必  
要性について政府としてどのように捉えている  
か、改めて答弁を願います。  
○最後にお聞きしたいのは、制度利用者本人に加  
えて、今関係者のお話も答弁の中でございまし  
た。本人の家族など関係者を支援する取組、これ  
はもう必要なわけでございますけれども、その必  
要性について政府としてどのように捉えている  
か、改めて答弁を願います。  
○方向性でお願いをできればというふうに思つてお  
ります。

でございまして、平成三十年三月に、金融機関団体、各金融機関による自主的な勉強会であります成年後見における預貯金管理に関する勉強会が取りまとめた報告書におきまして、金融機関によつて導入が比較的容易と考えられる預貯金に関する

仕組みがモデル化して提示されたところでござります。現在この後見制度支援預貯金は後見制度支援信託と並んで活用されつつあります。今後、報告書の成果が様々な形で応用され、不正事案の発生の防止に役立つことが記載されているところでございます。

○和田政宗君 これも、利用する人がしつかりと利用しやすいというか、そこで悩んで結局利用しないということであつたりですとか、苦難といふか苦勞といふものがないうようにしていただければというふうに思います。

次に、地域連携ネットワーク及びその中核機関の整備の促進について、三問ほど時間が許せば質問したいとというふうに思います。

市民後見人や後見事務に乏しい親族後見人等を支えるために相談支援等を担う、いわゆる権利擁護センター、成年後見センター等の設置や、それらの機関を中心機関として構築する地域連携ネットワークによる支援が必要とされております。

まいりたいと考えております。  
○和田政宗君 では、家庭裁判所が地域連携不ツ  
トワークに参画する意義についてはどうでしょう  
か。  
○政府参考人(八神敦雄君) お答え申し上げま  
す。  
高齢化が進む中、地域におきましては、介護  
サービスが必要であつたり、あるいは入院が必要  
であるにもかかわらず認知症により契約ができな  
い。

携が必要な家庭裁判所や法律専門職団体等の司法との連携を加えていくといふことも想定をしておられます。

このように、地域連携不ツットワーク及び中核機関につきましては、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムなどの既存の資源、仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図り、柔軟に構築をしていただくよう自治体に働きかけをして

ころでござります。  
このように、家庭裁判所が地域連携ネットワークに参画をする意義は、適切な後見人の選任、それから後見人の支援といったために日頃から中核機関との連携体制を整えるということにあるといふうに考えてございます。

るよう取組を進めてまいりたいと考えております。  
○和田政宗君 これ、是非そのように進めていた  
だければどうううに思ひます。

今答弁の中でも、本人の権利擁護、またその二一ツということをおっしゃっておりましたけれども、こういったことが高齢化社会を更に迎えていく中で多くなつてくる可能性というものはあるわけですがあります。後見人の選任も含めまして、これは、被後見人の方々、まさに本人というような答弁の内容でございましたけれども、その方々がしつかりと安心して暮らせる、権利が守られると、そういったことがこの法の重要な要素である

支援をするというものです。また、本人を身近で支えてきた親族後見人が制度に対する理解不足のために結果的に不適切な金銭管理などをやむを得ないようになります。専門団体は支援機能の一環として親族後見人にも、地域連携ネットワークの一翼を担う法律専門団体は支援機能の一環として親族後見人に積極的に指導、助言を行うといったことも期待をされています。和田政宗君 法といふのは何かを規制するとい

取った意思決定の支援、身上保護を重視した支援をしていくということを想定をしています。家族などが親族後見人の場合には、この地域連携ネットワーク及び中核機関が親族後見人等の日常的な相談に応じるということとともに、親族後見人が福祉、医療、地域などの関係者とともにチームとなって日常的に本人を見守り、適切に対応するといった体制をつくることができるようになります。

まいりたいと考えております。  
○和田政宗君　では、家庭裁判所が地域連携ネットワークに参画する意義についてはどうでしょうか。  
○政府参考人(八神敦雄君)　お答え申し上げます。

うところがござりますけれども、今回はまさに人権擁護の観点からの法律であるわけでありまして、私は、こういった法律といつもの必要であるならばもつとしっかりと整備をされていくべきであるというふうに思つております。

成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されない、こういったことが必要であるというふうに思つますので、しっかりとこれは我々国會議員も考えて、政府側と手を携えてやっていかなければなりませんというふうに思つております。

時間が参りましたので、終わります。

○相原久美子君 立憲民主党の相原久美子でございます。

御記憶の方もいらっしゃるかなと思います。四十七年前、実は、有吉佐和子の「恍惚の人」というベストセラー、本当に衝撃でした。もう四十七年前にこういうことを予見してきました。あの状況を鑑みまして、実は今、高齢の認知症ばかりじゃなくて若年の認知症も日々生まれてきていると、こ

ういう現状の中から、我々、家族の問題であつたり自分自身の問題でもある、そういうことも考え合わせながら、この成年後見人制度というものにしっかりとやはり私たち自身が関わっていかなければならぬ、そんな思いで質問をさせていただ

きました。

最高裁判所の報告によりますと、平成三十年の十二月末、この時点における成年後見制度の利用者数、これが実は二十一万八千百四十二人、これは成年後見、保佐、補助、任意後見等々も合計でありますけれども、前年比よりも三・七%増となっています。

この制度が導入されてから十九年が経過しておりますけれども、厚生労働省が五月二十七日の成年後見制度利用促進専門会議に提出した参考資料では、パンフレットやウェブサイトを作成して制度の概要等を周知しているという現状が書かれております。そして、課題としては、知的障害、精神障害、認知症等の利用対象者の数に比べて成年

後見制度の利用数が少ないこと、特に保佐、補助及び任意後見の利用が低調であることから、これらを含めた成年後見制度全体の更なる周知を図る必要がありますと記載しております。

周知も必要だろとは思ひますけれども、周知がされているにもかかわらず利用が伸びないとすると、その要因は別のところにあるんではないかと思います。この間の取組による制度の周知の徹底というのはどの程度進んでいると考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○國務大臣(宮腰光寛君) 議員御指摘の制度の周知につきましては、平成二十八年五月に施行されました成年後見制度の利用の促進に関する法律に

おきましても、制度に対する国民の関心と理解を深め、制度利用を必要とする人に十分利用されるよう周知啓発のために必要な措置を講ずることとしているところであります。重要な課題の一

つであると認識をいたしております。

このため、平成二十九年三月に閣議決定した成年後見制度利用促進基本計画では、パンフレット、ポスター等による制度周知を行うとともに、各地域において制度の周知啓発などの広報機能も備えた地域連携ネットワークの中核機関を整備することとしておりまして、現在、関係省庁等が連携して取組を推進しているところであります。

今回の欠格条項の見直しにつきましても、制度の利用を理由として一律に資格等から排除される

ことなく、誰もが能力を發揮して社会に参加する第一歩となる非常に重要なことであり、広く周知啓発を行う必要があると考えております。

今後、仮に本法案が成立した場合には、関係省庁や地方自治体に対して通知を行うとともに、成年後見制度の利用促進を担う関係省庁ともしつか

りと連携をし、周知啓発に努めてまいりたいといふように考えております。

○相原久美子君 実は、二〇一六年に、この内閣委員会で成年後見制度の利用の促進に関する法律案を審議いたしました。そのときに附帯決議に基づいておりました。その附帯決議に基づいて、二点

ほどお伺いしたいと思います。

まず一点目ですけれども、障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう現状の問題点の把握に努め、それに基づき、必要な社会環境の整備について検討を行なうこと。この点についてで

すけれども、現状の問題点というのをどのように把握してきたのか、そしてその解決のために必要な措置を行なってきたのか、お伺いいたします。

○政府参考人(八神敦雄君) お答え申し上げます。

ただいま御指摘ございました附帯決議に基づく問題点の把握、それに基づく社会環境の整備などにつきましては、成年後見制度を利用される当事者の方などにも御参加をいただきまして、当時、内閣府に設置されました成年後見制度利用促進委員会において精力的な議論が行われております。

こうした議論を踏まえまして、平成二十九年三月に閣議決定をされた成年後見制度利用促進基本計画におきましては、まず、問題点、現状の問題点といたしまして、一つは、近年、後見人による本人の財産の不正利用を防ぐという観点から親族よりも法律専門職などの第三者が後見人に選任されることが多いなっていますが、こうしたケースの中には意思決定支援や身上保護などの福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあるといったことや、また、制度の申立て動機を見ますと、預貯金の解約ですか介護保険契約などが多く、また、先ほど御指摘ありました後見類型の中には、また、先ほど申し上げたように、ちょっと私、自分で、ほけるのは嫌だねという、ほけるじゃなくて、恍惚と先ほど言いましたように、これはやっぱり人間として、平均寿命が百歳にもなってきたときに、本当に、私自身もそうですが、家族の問題でもあるという視点から考えますと、やっぱり社会環境、社会全体で考えていかなければならない問題なんだろうと思つておりますので、そういう意味では、当事者とかその当事者の家族だけの問題として小さな範囲で問題の指摘をし合うのではなくて、事実上相談対応等を行なっている家庭裁判所ではなかなか福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うということが

難しいといった問題点が指摘をされてございま

す。こうした課題を踏まえまして、まず、現在、政

府としましては、この基本計画に基づきまして、必要な社会環境の整備等についての取組を進めて

いるところでございます。

具体的に申しますと、財産管理の側面だけではなく、本人の意思をできるだけ丁寧に酌み取つてその生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面も重視をし、利用者がメリットを実感できる制度、運用への改善を進めると。

また、全国各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。また、不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図る

と。こういった施策につきまして、成年後見利用促進専門会議の御意見もいただきながら、最高裁判所や法務省等の関係機関と連携の上、総合的に計画的に推進をしてまいりたいと考えございま

す。

○相原久美子君 指摘されてきた問題点というの

は、そうそう一挙に解決というのは難しそうな問題ばかりでござりますけれども、しかしながら、先ほど申し上げたように、ちょっと私、自分で、ほけるのは嫌だねという、ほけるじゃなくて、恍惚と先ほど言いましたように、これはやっぱり人間として、平均寿命が百歳にもなってきたときに、本当に、私自身もそうですが、家族の問題でもあるという視点から考えますと、やっぱり社会環境、社会全体で考えていかなければならない問題なんだろうと思つておりますので、そういう意味では、当事者とかその当事者の家族だけの問題として小さな範囲で問題の指摘をし合うのではなくて、事実上相談対応等を行なっている家庭裁判所ではなかなか福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うということが

行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。これについてはどのような措置がなされたのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(村田齊志君) お答え申し上げます。

この附帯決議におきましては、監督体制の強化のための人的体制の整備の観点と、まさにそれを用いての不正防止策を講ずるといったことがその趣旨として含まれているのかなと思いますので、この二点について御説明をさせていただきますと、家庭裁判所におきましては家庭事件の事件数が増加傾向にございまして、特にこの成年後見関係事件の申立てが増加しているという状況にございます。

これを踏まえまして、近年、家庭事件への対応を充実強化するために、判断をする判事ですね、裁判官のほか、成年後見関係事件について書類の点検を行つたり関係の方に手続案内を行つたりする裁判所書記官を相当数増員するといった人的体制の整備を図つてきておりまして、附帯決議の後ということで申しますと、平成二十九年度以降、毎年、家庭事件処理の充実強化のために判事及び裁判所書記官の増員をお認めいただいているところでございます。

こうした体制の強化に基づきまして不正防止策も充実を図つているところでございまして、不正の報告を見ますと、不正件数、被害額において専門職以外の親族の方などによる不正が全体の九割以上を占めているというところがございまして、こうした不正の背景には、後見人としての責任や義務に関する理解不足、知識不足、こういったことがあるのではないかと考えられるところでございます。

そこで、家庭裁判所では、後見人に選任された親族の方などに対し、最高裁判所が作成したDVDやパンフレットなどを用いて後見人の役割等について御理解いただけるよう説明するといった

取組を進めて、親族後見人等による適正な事務が確保されるよう努めております。

また、家庭裁判所では、後見制度支援預貯金という仕組みを活用をしております。これは、御本人の金銭財産のうち通常は御使用にならない部分を金融機関に預けて、その払戻しには家庭裁判所の発行する指示書を必要とするという仕組みでございます。これでもつて財産の安全を確保すると。

さらに、御本人の財産状況などからいろいろ難しい問題があつてというような場合には必要に応じまして弁護士、司法書士などの専門職を後見人や後見監督人に選任するということもございまして、このような取組によりまして後見人による不正の防止に努めできているところでございます。

実際、不正の報告があつた件数は、平成二十六年には八百三十一件でございましたが、平成二十七年には五百二二件、平成三十年には三百五十件と

いう形で減少をしているという効果が出ているところでございます。

○相原久美子君 不正の事案は減少しているといふことのようですが、対応を図つていただきたい結果だとは思いますが、しかしながら、この不正の金額、十一億と先ほど御指摘ございました。相当大きな金額になります。そしてなおかつ、認知とかなんとかになりますと、やっぱり、施設に入るとかなんとかということによって使われるお金、それがなかなか家族も周知していないところもあるようございます。

もちろん、親族による不正事案の方が多いといふことでございますけれども、どちらにしても、専門職にしても親族にしても、ここは本当にしっかりとやっぱり認識を持っていただきかなきやならない。そのためのやはり取組、是非強めていただきたいと思います。

ちよと飛ばしまして、障害者権利条約との整合性についてお伺いしたいと思います。

障害者の権利に関する条約の第十二条には、法

律の前にひとしく認められる権利が定められております。

その第二項では、締約国は障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎とすして法的能力を享有することを認めること、第三項では、締約国は障害者がその法的能力の行使に当たつて必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置をとること等を具体的に提示しております。

政府は、この第二項、第三項に規定されております法定能力は、具体的に法律上のどの能力を指すとしているのでしょうか。それから、現状の成年後見制度が同条約に違反しないと解釈をしていいわけですから、例えば第二項の、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認めることに違反していないと解釈し得る理由を分かりやすくお答えいただければと思います。

○政府参考人(筒井健夫君) ただいま委員から御指摘がありました障害者の権利に関する条約第十一条の二是、条文を御紹介いただきましたように、あらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認めると定めておりまして、ここで言う法的能力とは、我が国では権利能力、つまり、私法上の権利及び義務の帰属主体となることができる資格を指すものと理解しております。

一方、同条約の十二条の三是、御紹介いただきましたように、締約国は障害者がその法的能力の行使に当たつて必要とする支援を利用する機会を提供するための適切な措置をとると、こういう条文でございまして、ここで言う法的能力とは、我が国では行為能力、つまり、単独で有効に法律行為ができる法律上の地位又は資格をいふと理解されております。

その上で、成年後見制度は、行為能力を制限して本人の支援を行うものでございますけれども、権利能力、つまり、権利義務の帰属主体となる資格を制限するものではございません。このため、成年後見制度は障害者の権利に関する条約第十二

条の二に反するものではないと考えております。

○相原久美子君 この法的能力でございますけれども、我が国においてはまだまだ様々な分野におきまして若干保障されているとは言い難い状況がございま見られます。是非、いろいろな法律の部分でそこをチェックしながら対応するような努力をいたければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今回の法案でございますけれども、私は、欠格条項、この見直しに対しても賛成でございます。しかしながら、やはり、この成年後見制度の利用促進の第十一條に、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないようということで規定されていますものを正すということなんだろうと思います。

今回の法案の改正で、実は個別審査規定にて判断基準を府省令で定めるということとしていますけれども、その制定の内容等々についてはやはり障害者の権利条約ですか障害者差別解消法に反しない内容としなければならないと考えますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 今回の見直しは、成年後見制度を利用している方々の人権が尊重され、不恰当地差別されないよう欠格条項を適正化するものであり、百八十八の法律に規定されている資格、職種、業務等を幅広く見直しの対象としております。

議員御指摘の個別審査規定につきましては、関係省令の整備も含め、各府省庁においてその資格、職種、業務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討されるべきものであります。こうした検討に当たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年後見制度の利用者を実質的に排除するような内容とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解消法の趣旨を踏まえ必要な環境整備や合理的な配慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断がなされるようになりますが非常に

大切なポイントであると考えております。

内閣府といたしましても、関係省令の整備を含め、個別審査規定が適切に整備されるよう各府省庁に要請を行つたところであり、各省庁において資格、職種、業務等ごとに適切な対応がなされるものと考えております。法案が成立した際には改めて各省庁に周知徹底したいというふうに考えております。

○相原久美子君 時間が参りましたので終わりたいと思いますけれども、今年の四月からこの事務が厚生労働省の方に移管されるということでございます。是非、これからも審議者が発言されますけれども、この審議の内容をしつかりと厚生労働省も受け止めていただけ、大臣も是非引き継ぎをよろしくお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○木戸口英司君 国民民主党・新緑風会、木戸口英司です。

成年被後見人等についての欠格条項は、成年後見制度の創設時に既に国会で指摘されながらも、長らく放置されてきた問題です。本法案が提出されたから審議入りに一年以上を要したことを中心にお願いしたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○木戸口英司君 国民民主党・新緑風会、木戸口英司です。

成年被後見人等についての欠格条項は、成年後見制度の創設時に既に国会で指摘されながらも、長らく放置されてきた問題です。本法案が提出されたから審議入りに一年以上を要したことを中心にお願いしたいと思います。

結局、今回の全般的な見直しのための法改正に至るまでに約二十年が経過したことありますけれども、ここに至る経緯について、まず大臣の御説明をお願いいたします。

○国務大臣(宮腰光寛君) 成年被後見人等の欠格条項の見直しにつきましては、平成十一年の民法改正時に百五十八法律のうち四十二法律について削除されました。その後に法務省から各省に示された見直し基準では、各資格等の根拠法令に十分な個別審査規定がない場合、大量の書面審査を必要とするなど欠格条項による画一的な審査を必要とする場合には欠格条項を存置することとされておりまして、各省庁において判断した結果、百十六法律については欠格条項が存置されたものと承知をいたしております。

成年被後見人等欠格条項見直し法の早期制定を求める要望書が、全国手をつなぐ育成連合会、日本発達障害ネットワーク、全国肢体不自由児者父母の会連合会、日本肢体不自由児協会、日本ダウ

ン症協会、日本自閉症協会、DPI、障害者イン

ターナショナル日本会議から出されております。

強い要望、切実な願いだと思います。また、成年

被後見人であることで雇い止めをされたのは違憲

だとして訴訟を起こした方もいらっしゃいます。

障害のある方の社会参画の促進に向けて国全体で改めて取り組んでいかなければならぬことを強く申し上げ、質問に入りたいと思います。

成年後見制度を創設した平成十一年の民法の改

正時、当時百五十八あった欠格条項については、主に法務省が中心となつて削除したことにより減少したもの、百十六もの規定が残されました。

参議院法務委員会は、当時の委員会附帯決議で、

「成年被後見人又は被保佐人であることを欠格事

由とする百十六件の資格制限規定については、更

なる見直しを行うこと」と指摘しており、政府

においても更なる見直しの必要性について認識が

あつたものと考えます。しかしながら、その後、

各省における欠格事項の削減見直しは進まず、逆

に二百程度まで増加したということになつております。

結局、今回の全般的な見直しのための法改正に至るまでに約二十年が経過したことあります。

まずけれども、ここに至る経緯について、

まず大臣の御説明をお願いいたします。

○国務大臣(宮腰光寛君) 成年被後見人等の欠格

条項の見直しにつきましては、平成十一年の民法

改正時に百五十八法律のうち四十二法律について削除されました。その後に法務省から各省に示

された見直し基準では、各資格等の根拠法令に十分な個別審査規定がない場合、大量の書面審査を

必要とするなど欠格条項による画一的な審査を必

要とする場合には欠格条項を存置することと

されておりまして、各省庁において判断した結

果、百十六法律については欠格条項を存置された

ものと承知をいたしております。

議員御指摘のとおり、平成十一年の参議院法務

委員会の附帯決議におきましては、成年被後見人

又は保佐人であることを欠格事由とする百十六件

の資格制限規定について更なる見直しを行うこと

とされました。しかし、実際には逆に欠格条項を規定す

る法律が増加しております。この背景には類似

の前例を参考するということなどがあつたのではないかと考

えられます。

その後、平成二十六年の障害者権利条約の締結

があり、また、多数の欠格条項の存在が成年後見

制度の利用をちゅうちょさせているのではないか

との御指摘等があつたことから、平成二十八年に

ります。

議員立法で成立した成年後見制度利用促進法において、欠格条項の見直しについては関係法律の改

正などの必要な法制上の措置を法施行後三年以内

をめどとして講ずるとされました。この利用促進

法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画や成

年後見制度利用促進委員会の御議論を経て、各省

所管の資格等における欠格条項を一括して見直

すとの方針が示され、内閣府において昨年の通常

国会に本法案を提出したものであります。

○木戸口英司君 今回一括して見直しがされる

と二百程度まで増加したということになつております。

結局、今回の全般的な見直しのための法改正に

至るまでに約二十年が経過したことあります。

まずけれども、ここに至る経緯について、

まず大臣の御説明をお願いいたします。

○国務大臣(宮腰光寛君) 今回の法案では、成年

被後見人等に係る欠格条項を設けている各制度に

ついて、心身の故障等の状況を個別的、実質的に

審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する

規則、個別審査規定へと適正化することとしてお

ります。

個別審査規定は、基本的に心身の故障により

業務を適正に行うことができない者としておりま

して、心身の故障のある者を一律に排除するもの

ではなく、個別の、実質的な審査を行つた結果、

業務を適正に行うことができるという相対的な規定であります。したがいまして、心身の故障のある者全体

に対象が広がるものではありません。

また、こうした個別審査規定について、議員御

指摘のとおり、取引等に係る第三者を保護し、各

場合に限り欠格とするという相対的な規定であります。

したがいまして、心身の故障のある者全体

に対象が広がるものではありません。

こうした観点も踏まえ、個別審査の判断基準に

ついては、各府省庁においてその資格、職種、業

務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討

されるべきものであります。こうした検討に當

たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年

後見制度の利用者を実質的に排除するような内容

とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解

消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配

慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の

診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断が

なされるようになります。そのため、資格、職種、業

務等ごとに適切な対応がなされるものと考

えておられます。

こうした観点も踏まえ、個別審査の判断基準に

ついては、各府省庁においてその資格、職種、業

務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討

されるべきものであります。こうした検討に當

たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年

後見制度の利用者を実質的に排除するような内容

とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解

消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配

慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の

診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断が

なされるようになります。そのため、資格、職種、業

務等ごとに適切な対応がなされるものと考

えておられます。

こうした観点も踏まえ、個別審査の判断基準に

ついては、各府省庁においてその資格、職種、業

務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討

されるべきものであります。こうした検討に當

たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年

後見制度の利用者を実質的に排除するような内容

とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解

消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配

慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の

診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断が

なされるようになります。そのため、資格、職種、業

務等ごとに適切な対応がなされるものと考

えておられます。

こうした観点も踏まえ、個別審査の判断基準に

ついては、各府省庁においてその資格、職種、業

務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討

されるべきものであります。こうした検討に當

たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年

後見制度の利用者を実質的に排除するような内容

とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解

消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配

慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の

診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断が

なされるようになります。そのため、資格、職種、業

務等ごとに適切な対応がなされるものと考

えておられます。

こうした観点も踏まえ、個別審査の判断基準に

ついては、各府省庁においてその資格、職種、業

務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討

されるべきものであります。こうした検討に當

たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年

後見制度の利用者を実質的に排除するような内容

とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解

消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配

慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の

診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断が

なされるようになります。そのため、資格、職種、業

務等ごとに適切な対応がなされるものと考

えておられます。

こうした観点も踏まえ、個別審査の判断基準に

ついては、各府省庁においてその資格、職種、業

務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討

されるべきものであります。こうした検討に當

たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年

後見制度の利用者を実質的に排除するような内容

とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解

消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配

慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の

診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断が

なされるようになります。そのため、資格、職種、業

務等ごとに適切な対応がなされるものと考

えておられます。

こうした観点も踏まえ、個別審査の判断基準に

ついては、各府省庁においてその資格、職種、業

務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討

されるべきものであります。こうした検討に當

たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年

後見制度の利用者を実質的に排除するような内容

とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解

消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配

慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の

診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断が

なされるようになります。そのため、資格、職種、業

務等ごとに適切な対応がなされるものと考

えておられます。

こうした観点も踏まえ、個別審査の判断基準に

ついては、各府省庁においてその資格、職種、業

務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討

されるべきものであります。こうした検討に當

たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年

後見制度の利用者を実質的に排除するような内容

とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解

消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配

慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の

診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断が

なされるようになります。そのため、資格、職種、業

務等ごとに適切な対応がなされるものと考

えておられます。

こうした観点も踏まえ、個別審査の判断基準に

ついては、各府省庁においてその資格、職種、業

務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討

されるべきものであります。こうした検討に當

たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年

後見制度の利用者を実質的に排除するような内容

とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解

消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配

慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の

診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断が

なされるようになります。そのため、資格、職種、業

務等ごとに適切な対応がなされるものと考

えておられます。

こうした観点も踏まえ、個別審査の判断基準に

ついては、各府省庁においてその資格、職種、業

務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討

されるべきものであります。こうした検討に當

たりましては、今回の改正の趣旨を踏まえ、成年

後見制度の利用者を実質的に排除するような内容

とはしないこと、障害者権利条約や障害者差別解

消法の趣旨を踏まえ、必要な環境整備や合理的配

慮の提供にも留意すること、必要に応じて医師の

診断書を求めるなど客観的な事実に基づく判断が

なされるようになります。そのため、資格、職種、業

る各機関、団体などを中心にきちんと周知する必要があります。国民に対しても、欠格条項が削除されたため、成年後見制度を利用したからといって資格や職種から一律に排除されることはない旨、政府による積極的な周知、広報が求められるところですけれども、この点について大臣の見解を求めてます。

○國務大臣(宮腰光寛君) 委員から御指摘もありましたけれども、今回の法改正の趣旨について、個別審査を実施する各機関、団体、さらには国民に対して幅広く周知していくことが重要であると考えております。

このため、仮に法案が成立した際には、内閣府から関係省庁に対し、所管制度における個別審査を実施する各機関、団体等への周知徹底を要請するとともに、各都道府県に対しましても周知を行

い、その際、自治体の首長や地域住民にも幅広く御理解いただこうと依頼する。さらには、現在、成年後見制度の利用促進を主に担当しており

ます厚生労働省とも連携して、厚労省が実施する市町村セミナーや市町村向けのニュースレター等において取り上げていただくことなど、これから積極的な周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○木戸口英司君 それでは、基本的なところを厚生労働省にお聞きしますけれども、この法令上の欠格条項の見直しということ、今ずっと指摘してきましたけれども、実際に成年後見制度を利用する方が社会参画するための環境整備を進める必要ということは、今大臣からもお話をありました。

例えば、制度を利用して勤務している職場において御本人が抱えている障害、疾病への理解が進めば、その方も円滑に業務をこなすことができるということは当然であります。こういつた職場の理解の増進、障害者が働くに当たっての環境整備について、今までそれぞれ取組はあるんだろうと思いますけれども、今回の見直し法も踏まえながら、厚生労働省の取組状況等をお伺いいたしたいと思います。

○副大臣(大口善徳君) 委員御指摘の点は大変重要なことと厚労省も認識をしております。

成年後見制度を利用される方の中には、障害者の方が一定程度おられます。障害者の社会参加を促進するためには、その雇用を促進することが一

つの有効な方法であると考えています。

この障害者の雇用促進に当たっては、障害者がその能力や適性を十分發揮しながら、障害のない人とともに生きがいを持つて働くよう職場環境づくりを努めていくことが必要であり、そのためには障害者に対する職場の理解を深めることが前提になると考えております。

このため、厚生労働省といいたしましては、精神・発達障害者しごとサポート養成講座、これ、ハローワークで平成二十九年秋から行っておりますが、このサポート養成講座による職場の上司や同僚の方の理解を促進をする。また、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構、J-EEDと言われていますが、が作成した雇用マニュアルや雇用事例集等の周知等の取組を行っているところでございます。

また、障害者が働くに当たって、環境整備とともに、障害者が働きやすくなるよう雇用環境の整備を図る事業主に対する各種助成、これは雇用保険二事業に基づくもの、あるいは納付金制度

ましては、障害者が働きやすくなるよう雇用環境の整備を図る事業主に対する各種助成、これは雇用保険二事業に基づくもの、あるいは納付金制度

に基づくものがございます。また、職場適応が困難な方に対するジョブコーチによる職場適応支援等を行っているところでございます。

今後とも、障害者に対する事業主の理解の促進や環境整備を図ることで障害者雇用を一層推進してまいりたいと考えています。

○木戸口英司君 そういう障害を持つ方々という

ことは、専門職の選任が多い理由でございますが、後見人等の選任に関しましては、事案に応じた適切な後見人の選任という観点から裁判官がそれを考慮して判断しております。この事案におけるいろいろな事情を総合的に

この事案はこれというのを明確にしてそれを統計的に把握するというようなところはなかなか難しいところがございますので、その点は御理解をいただきたいのですが、一般論として申し上げます

と、やはり、一つには、高齢者や障害者の方の単身の世帯が増えている成年後見人等の候補者となるべき親族の方が身近にはいないと、こういう事

案も増えているのではないかということが一つは

策を講じていくことはやっぱり基本になると思いますので、この点、この見直し法を機会にまた一つ大きな進展が進むようにお願いをしたいと思います。

資料をお配りしておりますけれども、この成年後見人等と本人との関係別件数をお配りしております。

成年後見制度の現状と制度利用の促進についての質問に移りますけれども、成年後見人の関係別件数について、このデータでは平成三十一年のデータになつておりますけれども、成年後見人等としての親族が選任された件数が二二三・二%、残りの七六・八%で親族以外の第三者が成年後見人等として選任されています。さらに、その九割以上が弁護士、司法書士等の専門職の方です。

そのような中、最高裁判所は、厚生労働省の専門家会議において、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいる場合はこれらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましいとの考え方を示しています。

現在、専門職後見人が選任されることが多い理由と、専門家会議でのこのような考え方を示した背景、経緯についてお伺いをいたします。

○最高裁判所長官代理者(村田斎志君) お答え申上げます。

まず、専門職の選任が多い理由でございますが、後見人等の選任に関しましては、事案に応じた適切な後見人の選任という観点から裁判官がそれを考慮して判断しております。この事案はこれ、それぞれの事案におけるいろいろな事情を総合的に考慮して判断しております。この事案はこれ、この事案はこれというのを明確にしてそれを統計的に把握するというようなところはなかなか難しいところがございますので、その点は御理解をいただきたいのですが、一般論として申し上げますと、やはり、一つには、高齢者や障害者の方の単身の世帯が増えていて成年後見人等の候補者となるべき親族の方が身近にはいないと、こういう事

案も増えているのではないかということが一つは考えられます。

また、もう一つの理由といたしましては、財産管理が複雑困難である場合、あるいは不正防止の必要性が高いといったような事案におきましては、そういう後見事務上の課題があるということとして選任するということになつて、親族よりも専門職が選任される場合が結果として多くなつてあるというふうに考えられるところでございます。

他方、委員御指摘の考え方を示したと、いうところの経緯、背景でございますけれども、この後見人の選任の在り方につきましては、成年後見制度利用促進基本計画におきまして、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、確かに、この財産管理の側面を重視いたしますとどうしても法律専門職の選任という方向に傾きやすいところがございますので、そちらのみを重視するのではなくて、身上監護や本人の意思決定支援の側面も重視して、家庭裁判所が本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようになります。そのための方策を検討すると、こういうことにされたところがございます。

これを踏まえまして、最高裁におきまして、これまで専門職として選任されることの多かつた弁護士、司法書士、社会福祉士の方々が所属する各専門職団体と後見人の選任の在り方等について議論を行つてまいりました。その結果、これらの団体との間で、後見人の選任につきましては、事務処理上の課題の専門性や不正防止の必要性ももちろんこれは考慮が必要ではございますけれども、その上で、後見人となるにふさわしい親族等の身近な支援者がいらっしゃる場合にはこれらの身近な支援者を後見人に選任することが望ましいといつたことがございますけれども、この考え方について、今後の運用の参考とするためにこの考え方について情報提供を行つたところがございました。

○木戸口英司君 やはり、財産管理を超えて、この身上監護に期待が大きいということはそのとおりだと思います。

また、利用者本人や親族と面識がない専門職後見人が選任され、御本人や親族と後見人との間でトラブルとなるなどの事案も間々あるということで、御本人の事情をよく理解している親族が選任されることで御本人もより安心して制度を利用できるということ、それはもうそのとおりだと思います。

一方、今指摘があつたとおり、核家族化が進んでいることから、将来的には親族がいない、縁がないという高齢者、障害者も多数出てくるということ、そういう中でこの専門職、市民の後見人の需要がますます増えてくるということもこれ言えるんじゃないのかと思いますけれども、この点について政府の認識をお伺いいたします。

今後、認知症高齢者の増加ですか、単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくことから、ただいま御指摘ございましたように、後見人等の担い手の確保といったことが大変重要になつてまいります。特に、制度の利用者が現状より大きく増加した場合には、例えば、専門職後見人は専門的業務により特化をし、市民後見人や親族後見人でできる業務は本人に身近な方たちで行つていただくといった役割分担ということも考えられます。

このためには、一点目ですが、本人にとって身近で話しやすいなどの利点がある市民後見人が養成されて選任をされるということが重要と考えております。今後、地域共生社会の重要な支え手である市民後見人が選任をされるような取組を進めまいりたいと思います。

また、二点目でありますと、現在、家族、親族が後見人に選任される割合が低下している、この原因の一つには、不適切な財産管理の事例が生じていることによるという指摘がされております。

こうした不適切な財産管理を防ぐ取組を進めることが重要であります。具体的には、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制を整備することで親族後見人等が孤立することなく日常的に相談などを受けられるようになれば、不正の発生も未然に防ぐという効果が期待されます。

こういった取組を進め、後見人になるにふさわしい親族がいる場合には、こうした親族、家族を支援し、後見人に選ばれるということも併せて必要と考えてございます。

○木戸口英司君 ちようど昨日、新聞でこの成年後見制度についての報道があつたんですが、これを見ますと、厚生労働省のこれ調査ですね、本人の面接に毎月訪れる後見人の割合、社会福祉士六〇%、親四五%に対し、司法書士三四%、弁護士四%と法律の専門家で低いと。  
これだけで評価はできないところでありますけれども、身上監護に対する期待ということに対し方々お尋ねすると、ここにもいろいろ課題があるんだどう

と思います。これは指摘にとどめたいと思いますけれども、今後、サービス、被後見人の方々の求める制度の在り方ということを丁寧に検討していくべきではないという実態がここにあるんだろうと思います。

そこで、選任された成年後見人等が仮に本人や親族と面識のない専門職後見人や市民後見人であっても、行政などが関係機関との連携の下、相談対応等を継続的に行うなどのバックアップ体制を構築することで後見人と本人や親族との間の信頼関係の構築等を支援するような仕組みも必要だと考えます。

現在、政府が各自治体での構築に向けて取組を進めている地域連携ネットワーク、そういうった支援の担い手となり得ると考えますけれども、今後この地域連携ネットワークに期待される役割、機能について説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人（八神敦雄君） お答え申し上げま

といったことがあります。  
まず、平成二十九年三月に閣議決定をされまして、成年後見制度利用促進基本計画におきましては、全国どの地域においても必要な方が成年後見制度を利用するよう、各地域において地域連携ネットワーク及び中核機関を整備をすることとてございます。

この基本計画におきましても、地域連携ネットワーク及び中核機関に求められる具体的な機能として、成年後見制度の広報や相談機能、後見人と

なるにふさわしい人を推薦するなどのマッチング機能、また後見人に対する支援機能といったものが挙げられます。

また、御指摘のように、後見人と本人や親族の間の信頼関係を構築するためのバックアップといふこと、大変重要だと考えてございますが、地域連携ネットワーク及び中核機関には、身上保護も重視をした運用が行われるよう、身近な関係者と後見人がチームとなつて日常的に本人を見守り、

本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行なう仕組みをつくるといった役割が期待をされてございます。

厚生労働省としても、引き続き、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備を推進してまいりたいと考えてございます。

○木戸口英司君 もう時間がなくなりましたので、最後、指摘にとどめたいと思いますけれども、先ほど示した資料、弁護士、そして司法書士、そしてそれに続く社会福祉士という、こういう順番になつておりますけれども、その中で、この新聞報道にあるとおり、本人の面接、毎月訪れる後見人の割合、社会福祉士が非常に高くなつていると。

私は、社会福祉士の方々とちょっと懇談したときに、成年後見制度、是非、自分たちもどんどん選任してほしいと。やはり福祉、介護サービス等、非常にたけた職種であろうかと思ひますし、また、先ほど市民後見人の必要性ということもありました。この養成に対して今後力を入れていくべ

○竹内真二君　公明党の竹内真二です。  
我が党の大口善徳衆議院議員、そして高木美智  
いうこと、これも強く要請したいと思います。  
また、厚労省においては、後見人の利用促進策  
ということで、本人の意思決定を尊重した支援の  
ガイドライン作りに今後取り組むということをお  
伺いしておりますので、この点、今日の質疑を踏  
まえたガイドライン作りということを進めていただ  
きくことをお願いし、質問を終わらせていただき  
たいと思います。

代衆議院議員などが中心となつて、平成二十八年に成年後見制度利用促進法が成立をいたしました。翌年には、この同法に基づき、成年後見制度の利用促進基本計画が閣議決定をされるなど、様々な利用促進策が進められてきました。その一環として、今回、欠格条項の見直しに取り組んでいるものと承知をしております。

障害のある方、認知症の方々が財産の管理や日常生活に支障が生じた場合に社会全体でどのように支えていくのか、ますます重要なになってきております。

そこで、まず、制度利用促進の観点から、成年被後見人等の欠格条項の問題点についてどのようにお考えか、宮腰光亮君にお伺いいたします。

○國務大臣(宮腰光亮君) 議員御指摘のとおり、御党の、今日は私の隣に座つておいでになります大口議員、それから高木議員が中心となつて作成を進められ、平成二十八年五月に施行された成年後見制度利用促進法において、成年後見制度を利用している方々の人権が尊重され、不不当に差別されないよう、いわゆる欠格条項について検討を加え、必要な見直しを行うこととされました。

具体的的な見直しの在り方等に関しましては、平成二十九年九月から十二月にかけ、有識者等で構成される成年後見制度利用促進委員会において議論がなされ、欠格条項の問題点に關しましても様々な御指摘があつたところであります。

例えば、ノーマライゼーション等を基本理念とする成年後見制度を利用することで逆に資格等が

ら排除される結果となるのは疑問である、成年後見制度は財産管理能力に着目した制度であり、各資格等に求められる能力と質的なずれがあるのでないか、同程度の判断能力であっても成年後見制度を利用している者のみが資格等から一律に排除され、能力を發揮する機会が失われているのではないか、欠格条項が数多く存在していることが成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因の一つとなつてゐるのでないかなどの御指摘あります。

今回の欠格条項の改正は、これらの問題点を踏まえ、欠格条項による資格等からの一律的な排除という扱いを改め、個別的、実質的な能力審査の仕組みへと見直しを行ふものであります。

○竹内真二君 そうした問題点を踏まえて、今回、欠格条項が削除される一方で、心身の故障との文言が入る個別審査規定が必要に応じて設けられます。これによつて、実質的に資格や職種から排除されてしまう方が見直し前よりも多くなるのではないかと多少の疑問が残ります。

障害があるだけで、その程度、症状にかかわらず一律に心身の故障とみなされ、個別審査で排除されてしまうことなどとは思いませんけれども、大臣の御見解をお願いいたします。

○国務大臣(宮腰光寛君) 今回の改正は、成年被後見人等であることを理由に一律に各資格、職種等から排除する規定を廃止するものであります。同時に、取引等に係る第三者を保護し、各資格、職種等の信頼性を確保する必要性もあります。そこで、各資格、職種等の業務を適正に行うことができない者を個別的、実質的な審査の結果に基づき判断することができるよう、個別的な審査規定を置くことは必要であると考えております。

個別審査規定には、基本的に、心身の故障により業務を適切、適正に行なうことができない者としておりますが、これは心身の故障のある者を一律に排除するものではなく、個別的、実質的な審査を行つた結果、業務を適正に行なうのができない

者と判断された場合に限り欠格とするという相対的な規定であります。したがいまして、心身の故障のある者全體に対象が広がるものでは決してありません。

加えまして、個別審査規定に関する具体的な運用等については、必要な環境整備や合理的配慮の在り方と併せて、それぞれの法律を所管する各府省において本法案による改正の趣旨等も踏まえた適切な対応がなされるものというふうに考えております。

○竹内真二君 個別審査において、心身の故障により業務を適正に行なうことができないとする判断基準については個々の法律ごとに適切に検討されると伺っておりますが、具体的にどのような審査で判断するのか、政府の見解をお願いいたします。

○政府参考人(三浦健太郎君) お答え申し上げます。

省令の内容につきましては個々の法律ごとに今後検討を行うこととなつてございますが、これまでの障害者に係る欠格条項の見直しの経緯や前例も踏まえますと、一つのイメージといたしましては、精神の機能の障害により、それぞれの業務を行ふに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者といった……済みません 大変失礼いたしました。大変失礼いたしました。申し訳ございません。

○竹内真二君 また、大臣にお聞きします。

今回の法案では、成年被後見人等に係る欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定、個別審査規定へと適正化することとしてございます。

具体的な審査の方法につきましては、その資格、職種、業務等の性質や業務の実態等を勘案して個別に検討を行つていただくなっています。

が、例えば、現在でも行われておりますように、公務員等におきましては、採用時の試験、面接のほか、日々の業務における上司による業績評価、能力評価を行うこと。士業等、国家資格等において

では、資格取得等に資格試験や医師の診断書を求めるほか、資格の更新や定期的な講習会、研修会の際に必要な対応を行なうこと。営業許可等におきましては、許可の際の行政機関による審査のほか、定期的な業務報告、事業報告書の提出や、必要に応じ報告聴取や立入検査、調査等を行うことがあります。

○竹内真二君 さらに、大臣にお聞きしますけれども、心身の故障により業務を適正に行なうことができない者について関係省令で定めるものと規定されていますけれども、当該省令の内容はどうになるのか、省令においては今回削除した成年被後見人、被保佐人と規定することはないのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 関係省令におきましては、あくまで今回の改正による各法律の規定、心身の故障により業務を適正に行なうことができない者の規定の範囲内で具体化を図るものであります。無制限に幅広く決められるものではありません。

こうした点を踏まえ、欠格条項の対象範囲が適正なものになるよう内閣府から所管省庁等に対して要請を行つたところであります。それを踏まえ、各所管省庁等においては適切な対応がなされるものと考へております。御懸念のような成年被後見人、被保佐人と規定することは想定をいたしません。

○竹内真二君 もう一点、大臣、各省庁からの通

知や自治体の条例など、法律以外で定められていく欠格条項、これについてどのような対応を行なうのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(宮腰光寛君) 政省令、通知などに基づく欠格条項につきましては、今回の法改正の考え方を踏まえ、所管の各府省庁において見直すべく考えておりまして、関係府省庁に対しても既に

昨年三月十三日付けの通知で必要な対応を要請をいたしております。さらに、自治体の条例などに基づく欠格条項につきましても、今回の法改正の際に必要な対応を行なうこと。営業許可等におきましては、許可の際の行政機関に対する必要な対応を要請をしてまいりたいと考えております。

○竹内真二君 次に、成年後見制度の利用を促すために、基本計画で地域において重要な役割を果たすとされているのが地域連携ネットワークの中核機関であります。

まず、そもそも、なぜこの地域連携ネットワー

ク、中核機関をそれぞれ構築する必要があるのか、地域での制度の利用促進に関して政府が認識している課題、問題意識と併せて御説明願いたいと思います。

○副大臣(大口善徳君) 成年後見制度の利用者数について、近年増加傾向にあるものの、平成三十一年十一月末時点では約二十一万八千人となつております。これは、認知症高齢者等の数と比較いたしましても著しく少ないと指摘があるわけでございます。

○竹内真二君 成年後見制度利用促進基本計

画では、近年、この後見人による本人の財産の不正を防ぐという観点から親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなつて

いるわけでありますけれども、第三者が後見人に

あるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているもの

があるということであります。そして、制度の申立て動機を見ますと、預貯金の解約や介護保険契約、施設入所等が多く、また後見類型の利用者の割合が全体の約八割を占めていると、まあざりぎりになつてやつと利用すると、こういう状況であります。これらの状況から、社会生活上の大きな

支障が生じない限り、制度が余り利用されていないことがうかがわれるわけでございます。本人や親族、後見人への支援体制が十分に整備されておらず、事実上の相談対応等を行っている家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが難しいなどの問題点が指摘されています。

これらを踏まえまして、基本計画では、全国どの地域においても必要な方が成年後見制度を利用できるよう、各地域において地域連携ネットワークや中核機関を整備することとしています。

具体的には、権利擁護支援が必要な方を発見し、支援につなげる。より早い段階から任意後見の活用、あるいは保佐、補助類型の活用を含め、住民が身近な地域で相談できるような相談窓口をつくる。事業に応じた適切な後見人が選任されるよう、後見人候補者を選定し、家庭裁判所に推薦するマッチングを行う、受任者調整を行うことが大事。そして、身上保護も重視した運用が行われるよう、本人に身近な関係者と後見人がチームとなって日常的にその御本人を見守って、そして中核機関を構築する必要があるということです。対応ができるよう必要な対応を行う仕組みをつくることなど、こういう総合的、計画的に推進するためには、やはりこの地域連携ネットワーク、そして中核機関を構築する必要があるということです。

○竹内真二君 この中核機関なんですが、厚生労働省の調査では、平成三十年十月時点での整備済みの自治体、先ほどもありましたけれども、全国で七十九、僅か四・五%と。全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が必要な制度を安心して利用できる体制の構築を怠ればならないわけですが、自治体に対し積極的に整備を促す必要があると思いますけれども、いかがでしようか。

○副大臣(大口善徳君) 委員御指摘のとおり、中核機関を設置済みの市町村数は、平成三十年十月一日時点で、全千七百四十一市町村のうち七十

九自治体であり、中核機関と同等の機能を有する権利擁護センター等を設置済みの四百十三自治体を含めても全国で四百九十二自治体と、全市各区町村の四分の一程度となっています。しかしながら、平成二十一年度に、市区町村長の申立てを実施した実績があり、成年後見制度に関する取組や中核機関が平成二十一年三月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に位置付けられてからまだ、まあ二年たったところでございますけれども、交付税措置については平成三十一年度から講じられたということを踏まえますと、現在、設置に向けて具体的な取組を検討している自治体は多いものと考えております。

五月の二十七日に開催した成年後見制度利用促進専門家会議、私も参加させていただいたわけであります。その議論を踏まえて、基本計画の期間内である二〇二二年度、令和三年度末までに全一千七百四十一自治体で中核機関、権利擁護センター等を含む、を整備すること等を盛り込んだKPI、成果指標を設定することにしました。

厚生労働省では、今年度予算において、新たに中核機関立ち上げ支援や市町村職員等に対する国との研修を盛り込むなど、予算を三・五億円に大幅に増額して計上するとともに、全国会議や市町村セミナーの開催、ニュースレターの発行等を通じて自治体に働きかけを行うなど取り組んでいるところでございますけれども、新たに設定したKPIを踏まえ、更なる取組の強化を図つてまいります。

○竹内真二君 次に、もう一点、重要な、不正の防止の問題なんですが、後見人等による不正というのは近年減少傾向にあるものの、平成三十年の報告件数二百五十件、被害額、先ほどもありましたけど、十一億三千万円。そして、ただ一

方で、この制度の実務などをよく理解していないがゆえに不正を行つてしまつたと、そういう親族

後見の方をおられると聞いております。

では、この後見人等を監督する家庭裁判所においては、後見人等によるこの不正防止のためにどのような取組を行つているのが、説明を願います。

○最高裁判所長官代理者(村田斎志君) お答え申しますと、専門職以外の親族などによる不正が全体

専門職団体、連携して検討を進めていることと承知しておりますが、この点に関する政府の今、取組状況をお聞きしたいと思います。

○副大臣(大口善徳君) 後見人等による意思決定支援というの極めて大事であると、こう考えております。委員御指摘のとおり、今、最高裁判所の呼びかけにより、最高裁判所、厚生労働省、専門職団体において、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、後見人等による意思決定支援の在り方にについての指針、ガイドラインの策定に向けて協議を始めたところでございます。

厚生労働省といたしましては、これまで、平成二十九年三月に障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを、また、平成三十一年六月に認知症の人の日常生活、社会生活における意思決定支援のガイドラインを作成したところであります。

二十九年三月に障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを、また、平成三十一年六月に認知症の人の日常生活、社会生活における意思決定支援のガイドラインを作成したところであります。

今回、最高裁判所と連携してこの後見人等による意思決定支援の在り方にについて指針の策定に努めるとともに、その成年後見制度における意思決定支援の取組を研修などによって全国に推進してまいりたいと考えております。

○竹内真二君 次に、もう一点、重要な、不正の防止の問題なんですが、後見人等による不正というのは近年減少傾向にあるものの、平成三十一年の報告件数二百五十件、被害額、先ほどもあ

りましたけど、十一億三千万円。そして、ただ一方で、この制度の実務などをよく理解していないがゆえに不正を行つてしまつたと、そういう親族

後見の方をおられると聞いております。

では、この後見人等を監督する家庭裁判所においては、後見人等によるこの不正防止のためにどのような取組を行つているのが、説明を願います。

○最高裁判所長官代理者(村田斎志君) お答え申しますと、専門職以外の親族などによる不正が全体

の九割以上を占めているというところでございまして、その背景には、後見人としての責任あるいは義務に関する理解不足、知識不足といったところがあるのではないかと考えているところでござります。

したがいまして、家庭裁判所では、後見人に選任された親族の方などに対し、最高裁判所で作成いたしましたDVD、あるいはパンフレット、こういったものを用いまして、後見人の役割、いろいろな様々な留意点がございますので、こういった点について御理解いただけるように説明をするといった取組を進めておりまして、親族後見人等による適正な事務が確保されるように努めているところでございます。

また、これ以外の取組といたしましては、家庭裁判所で後見制度支援信託あるいは後見制度支援預貯金という仕組みを活用しております。これは御本人の金銭財産のうち通常使用しない部分を金融機関に預けまして、その払戻し等に家庭裁判所の発行する指示書を必要とするという仕組みでございますので、これでもつて財産の確保を図っております。

また、御本人の財産状況等から課題が多いとなりますと、必要な場合には弁護士や司法書士などの専門職を後見人や後見監督人に選任することもございますけれども、この点については御本人がメリットを感じられるようにといふところの調和も考えながらやつておるところでございまして、このような形で後見人による不正の防止に努めているというところでござります。

○竹内真二君 済みません、最後にもう一問あつたんですけども、ちょっと時間が参りましたので要望だけにとどめたいと思いますけれども、やはり今回、欠格条項の見直しを契機に、改めて成年後見制度の利用促進というものを、周知啓発をしっかり大臣にリーダーシップを發揮していただき行つていただきたいことを御要望いたしました

て、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○清水貴之君　日本維新の会の清水です。よろしくお願いをいたします。

この成年後見制度の利用者数がやはりそれほど多くない、広がっていないのではないかという話をまず最初させていただこうと思つてましたんで、これがこれまでの質問でも大分出ましたので、これは飛ばさせていただいて、次の、制度の利用料ですね、後見人に支払う報酬なんですかけれども、これについて質問させていただきます。

これがやつぱりかなり負担が大きいのではないかということを感じます。経済状況に応じて毎月の額が変わってくるということで、例えば、財産額が一千万から五千万だと月額大体三万から四万、これ、そのうちの一一番下の一千円だとしますと、月に四万円掛かるとすると、年間これだけで五十万円掛かるわけですね。そうすると、二十年利用したら一千万の財産が全部なくなってしまうということになります。こうなりますと、やはりなかなか利用しようと思つても、いや、やつぱりお金も掛かってしまうし、どうしようと思つてしまう方も多いというふうに思います。

この報酬について、本当にこれがふざわしい額なのかなどうなのか、まずこの点から質問をしたいといふうに思います。

○最高裁判所長官代理者(村田音志君)　成年後見制度の利用者から、今委員の御指摘がありましたような、後見人等の報酬が後見事務の内容に見合はず高額だと、そういう事案があるというような御意見があるということは我々としても認識をしているところでございます。

この報酬額は、裁判官が個別の事案ごとにいろいろな事情を総合的に考慮して判断すべき事項ですので、なかなか最高裁判所から一律に基準を示してこうしろというようなことができるものではないのは御理解を賜りたいんですけども、もつとも、やはり後見人等への報酬の在り方は、後見人等を選任する際にどういった役割をそもそも期待するのかと、どういう役割を果たしていただくのかという評価の問題ですので、後見人等の選任の

在り方とも密接に関連する極めて重要な事項であるというふうに考えております。

そこで、最高裁判所におきましては、成年後見制度の重要な担当手でございます弁護士、司法書士、社会福祉士が所属する各専門職団体と基本計画を踏まえた後見人の選任及び報酬の在り方にについて議論を行つてきましたところでございまして、これを踏まえまして、各家庭裁判所での今後の検討のたまき台とするために資料を作成して、各専門職団体からいたいたい意見書と併せて、今年の一月に各家庭裁判所にその情報提供をいたしました。今後は、各家庭裁判所におきまして、御指摘のような御意見もあるということ、あるいは最高裁判と専門職団体とでした議論の状況を踏まえまして、後見事務の内容に見合つた、これに応じた報酬の在り方ということについて更に検討が行われるというふうに承知しております。

最高裁といたしましては、今後も引き続き必要な情報提供を行ななどして、各家庭裁判所での検討を支援して、利用者がメリットを実感できる制度、運用への改善に努めてまいりたいというふうに考えております。

○清水貴之君　今の話ですと、報酬の見直しとかいろいろ進めているそのグループというのが専門職団体の皆さんという、これはその制度を受ける側の立場でみんなその中身を決めていくついているわけですね。これ、利用者側の視点が入つていなければいけません。これ、利用者側の視点が入つていなければいけないかと。やはりサービスをこれ使う側の視点というのが大事だと思うんですが、やっぱり受けける側からしたらそれは報酬はもちろん高い方がいいに決まっていますから、なかなか下げようとか、そういう発想にはいかないんじゃないかなというふうに思うんですね。

その利用者側の視点というのは僕は必要じゃないかと思うんですが、いかがでしょう。

○最高裁判所長官代理者(村田音志君)　御指摘の通り、受ける側からしたらそれは報酬はもちろん高い方がいいに決まっていますから、なかなか下げようとか、そういう発想にはいかないんじゃないかなというふうに思つています。

○最高裁判所長官代理者(村田音志君)　確かに、

成年後見制度利用促進専門家会議におきまして、この検討の状況の報告を行わせていただきました。そこで、この会議には利用者サイドの、利用者を支援する立場の方々がたくさん委員になつておられますので、こういった方々から御意見をいだいて、これも踏まえて検討を進めているところでございます。

今委員からいたいたいような御指摘も踏まえまして、今後、報酬の在り方に関する協議の持ち方についても必要な検討を行つてまいりたいというふうに考えております。

今後も、報酬などによりますと、今までの定額から、サービス、利用したその中身によつて報酬というのを決めていくこうという、そういう話が進んでくるというふうに聞いたんですが、その辺りはそのとおりでよろしいでしようか。

○最高裁判所長官代理者(村田音志君)　これまでは、財産管理の困難さという点から財産額を考慮要素として非常に重く見ていたと、いうところがあろうかと思いますけれども、財産額が多くても利用者が後見人にしていただいたことにメリットを感じるかどうかというのはちょっとまた次元の違う問題というところがございますので、より利用者にメリットを感じていただけるためには、実際後見人がどういう事務をされたのかと、そこの評価をしてこれを報酬に反映させていくという考え方方が重要ではないかというふうに考えているところでございます。

○清水貴之君　そうなると、今度は、いろいろとサービスを本当に使いたい方、使つた方の負担が増えてくるということに、今までしたら高額な資産を持っている方の負担が大きかったわけですが、そちらが減つてきて、本当にサービスを使つた方の負担が増えるということになりますと、本当に必要な方に本当にこの支援が届くのかというふうなことも思つてしまつわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(諏訪園健司君)　お答えいたしました。介護保険制度におきましては、成年後見制度利用支援事業といたしまして、低所得の高齢者等に対する助成事業を実施しているところでござります。

少し補足して申し上げますと、この本助成事業につきましては、市区町村の申立てに限らず、本人の申立て、あるいは親族からの申立て等についても対しまして成年後見制度の報酬や申立て費用に対する助成事業を実施しているところでござります。

少しうましく申立て、あるいは親族からの申立てに限らず、本人の申立て、あるいは親族からの申立て等についても対象となるものでございます。また、家族のある方も対象となり得るものでござります。さらに、生活保護を受給している方に限らず、多くの市区町村ではその他低所得の高齢者においても助成対象としているなど、各自治体が地域の実情に

御本人の資産が必ずしも多くはないけれども課題を抱えているという方もおられるわけでございまして、こういった方についての支援をどうするかというの非常に大きな課題であるというふうに思つております。

そういう場合に、専門職の方を後見人としてして、何が公的な支援が可能なのかという点も含めて検討をする必要があるかと、いうことで関係省庁とも検討させていただいておりますし、また、場合によつては市民後見人の方々にその支援をお願いするといった場面の拡充といった点も含めて検討を考えられますので、そういった点も含めて検討を進めさせていただいているというところでございます。

○清水貴之君　その辺り、助成制度もあるというふうに聞いておりますが、ただ、この助成制度、市区町村の八割ぐらいは実施をしているけれども、ただ、これやはり何か要件がいろいろとあって、これも本当に使い勝手がいい、本当に支援が必要な方に届いているのかなという感じもいたしました。

○清水貴之君　その辺り、助成制度もあるというふうに聞いておりますが、ただ、この助成制度、市区町村の八割ぐらいは実施をしているけれども、ただ、これやはり何か要件がいろいろとあって、これも本当に使い勝手がいい、本当に支援が必要な方に届いているのかなという感じもいたしました。

○清水貴之君　その辺り、助成制度もあるというふうに聞いておりますが、ただ、この助成制度、市区町村の八割ぐらいは実施をしているけれども、ただ、これやはり何か要件がいろいろとあって、これも本当に使い勝手がいい、本当に支援が必要な方に届いているのかなという感じもいたしました。

○政府参考人(諏訪園健司君)　お答えいたしました。この助成制度についての説明をいただけますでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(村田音志君)　確かに、

成年後見制度利用促進専門家会議におきまして、この検討の状況の報告を行わせていただきました。そこで、この会議には利用者サイドの、利用者を支援する立場の方々がたくさん委員になつておられますので、こういった方々から御意見をいだいて、これも踏まえて検討を進めているところでございます。

そこで、この会議には利用者サイドの、利用者を支援する立場の方々がたくさん委員になつておられますので、こういった方々から御意見をいだいて、これも踏まえて検討を進めているところでございます。

応じて設定しているところでございます。

厚生労働省いたしましては、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようになりますが重要と考えております。この助成事業につきましては、未実施の市町村に対しては、当該事業を実施していただ

くこと、本人、親族申立てを契機とする場合も対象とすることなどにつきまして、本年三月の全国課長会議の場で検討を依頼したところでござります。

今後とも機会を捉えて自治体に働きかけを行つてしまいりたいと、このように考へているところでござります。

○清水貴之君 あと、先ほど裁判所の方からの説明もありましたとおり、じゃ、この制度を利用しました、また報酬の話になつてしまふんですけれども、本当に、月幾らお支払をすると、その対価ですから、それなりにちゃんといろいろと見てもらつたりとかサービスを受けたということでしたらこれも納得いくんでしようけれども、これ、厚労省の研究班の調査によりますと、本人に直接に訪れる後見人の割合というのが毎月必ず訪れる後見人の割合といふのは、社会福祉士さんで六〇%、親だと、家族だと四五%、司法書士だと二四%、弁護士さんだと四%という数字なんですね。弁護士さんでしたら、もうほとんど本人にも会いに行かない、でも、毎月財産額によつてもう何万円かの報酬を一方的に支払うことになる。こうしますと、やっぱり、サービス、サービスと言つてあれかな、後見制度を使つていてる方、制度を使つていてる方からしますと不満というのも高まつてくるんだと思います。

この辺りも、やはり利用する側の視点に立つてないんじゃないかなというふうに思ひますけれども、こういったところも、まあこれも民民の契約ですから、どこまで、じゃ、これをルールを定めて、週に一回会いに行きなさいとか月に一回行なさいとか決めることがふさわしいかどうかは、これは分かりませんけれども、でも、しっかりと

会つて話をした上で中身を決めていく、これまで

の話にありましたとおり、本人の意思確認をした

ところでござります。

○清水貴之君 もう一点、これも確認なんですが、この後見制度、制度は利用し始めると、原則として後見人の交流、こういったことももしかりと目を配つていくべきではないかなと思います。

が、これについて御意見をお聞かせください。

○最高裁判所長官代理者(村田智志君) 成年後見制度の利用者から、専門職の後見人が本人に余り面会に来てくれないと憲意決定支援が必ずしも十分にされていないんではないかと、そういう御意見があるということは最高裁判所としても承知をしています。

成年後見制度利用促進基本計画におきましては、この点については、後見人の選任の仕方の問題という面もあるであろうということからだと思ひますけれども、後見人による財産管理の側面だけではなくて、意思決定支援や身上監護の側面も最も適切な後見人を選任することができるようになりますけれども、後見人による財産管理の側面だけではなくて、意思決定支援や身上監護の側面も重視して、家庭裁判所が本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようになりますけれども、後見人による財産管理の側面だけではなくて、意思決定支援や身上監護の側面も重視して、家庭裁判所が本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようになりますけれども、後見人による財産管理の側面だけではなくて、意思決定支援や身上監護の側面も重視して、家庭裁判所が本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようになります。

成年後見制度利用促進基本計画におきましては、各専門職団体と後見人の選任の在り方等について議論を行つてまいりました。その結果、事務処理上の課題の専門性のあるいは不正防止の必要性等ももちろん考慮は必要なんですけれども、その上で、後見となるにふさわしい親族等の身近な支援者がおられる場合にはその方を後見人に対することが望ましいと、その方がより御本人に寄り添つた形の後見ということもなりやすいのかな

と、追加の選任といったことをを行うことも考えておりまして、途中の交代といふことと関しまして

は、本人のニーズや課題、状況の変化等に応じて柔軟に後見人の交代あるいは、逆に申します

と、追加の選任といつたことを行うことも考えて

いまして、途中の交代といふことと関しまして

は、本人のニーズや課題、状況の変化等に応

見制度の利用の促進ということを挙げているんですけども、これ利用が進まない大きな要因は、今も指摘のあった費用負担の問題だと私は考えます。

成年後見制度は、元々、財産管理が中心で、各家庭裁判所が決める後見人報酬は利用者の財産額に応じた定額制というのが一般的です。

昨日、六月五日の毎日新聞の報道でも、東京裁判の場合は、毎月の基本報酬は二万から六万円で、業務の難しさによって最大五〇%割増します。業務が少なくて支払われるという問題点を指摘し、認知症当事者と家族の団体の代表を務める方の声として、成年後見制度は使い勝手が悪い上に資産が目減りする、会員には使わないように勧めている、こういう声も紹介をしているわけです。

実際、私も障害者のグループホームの視察に行つた際に、もう高齢の保護者の方からお話を聞きしました。親亡き後にこの子が困らないように成年後見制度を利用することにもしたと、困らないようにともう私自身の生活は節約に節約に節約を重ねてこの子のための預金をしてきたんだと、そうしたら預金の額が大きいからといって、その報酬額が自分から見ると本当に高額の報酬額が毎月支払われていると。日々の生活に必要な支援というは後見人の仕事ではないというと一体何のための制度なんですかということを切々と訴えられて、本当に胸が痛むような思いだつたんですね。

まず、厚労省、こういう現実をどのように認識されていますか。

○政府参考人(八神敦雄君) お答え申し上げます。

親族ではない専門職の後見人の方が例えれば本人にほとんど会わないようなケースがあるというような指摘があるということは、私ども承知をしています。一方、身上保護や意思決定支援を適切に実施をするためには、後見人の方が本人との面談等を行つて、本人の生活状況や希望、意思

を把握をして支援をするということが必要だと考えてございます。

厚生労働省としては、成年後見制度利用促進基本計画に基づきまして、最高裁判所とも連携しつつ、利用者が制度のメリットを感じできる制度とするための身上保護、意思決定支援の取組を推進したいと考えております。

具体的には、意思決定支援に関する取組としまして、平成二十九年三月ですが、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインを、また、平成三十年六月には認知症の人の日常生活における意思決定支援のガイドラインを策定をしたところでございます。

また、こうした取組も踏まえまして、最高裁判所の呼びかけにより、最高裁判所、厚生労働省、専門職団体におきまして、後見人等が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方にについての指針の策定に向けて協議を始めたところでございます。

また、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関等の整備を推進するということで、今年度予算におきまして、新たに中核機関の立ち上げ支援、市町村職員等に対する国研修を盛り込むなど、予算を三・五億円に大幅に増額をして計上、また、全国会議や市町村セミナーの開催、ニュースレターの発行等を通じて自治体に働きかけるといったことを取り組んでいるところでございます。

○田村智子君 最高裁にも認識と取組をお聞きます。

○最高裁判所長官代理者(村田吉志君) 成年後見制度の利用者から委員御指摘のような報酬についての問題点の御意見があること、あるいは先日の新聞報道についても、我々としても認識をしております。

報酬額につきましては、裁判官が個別の事案ごとに様々な事情に基づいて判断をするという点で、一律にこうしるというような指示ができるような性質でないということは御理解をいただきたいと思います。

いんですが、その上で、御指摘のように非常に重要な問題であるということはそのとおりだと思います。

そこで、最高裁判所は、今のところ制度の重要な手になつております弁護士、司法書士、社会福祉士が所属する各専門職団体と、基本計画を作成して、各家庭裁判所に情報提供をいたしました。こういったことを踏まえての報酬の在り方について今後更に検討が行われていくというふうに思いましたし、また、委員御指摘のよくなケース、事例につきましては、専門職の方が後見人に一旦選任されたとしてもずっとその方がやり続ける必要があるのかということが問題になるケースもあります。

当初、財産管理あるいは身上について行政サービスにどうつなげていくかとかいった、そういう課題が解決したのであれば、その後は親族の方に後見人としてサポートしていくだければ足りて、報酬の問題が発生しなくなると、こういうケースもあるうと思いますので、そういう柔軟な後見人の交代といったことについても併せて専門職団体とも意見交換し、また各家庭裁判所にも情報提供しているところでございます。

更に申し上げますと、今後、中核機関の設置が進んでいくことになりますと、むしろそちらの方からサポートが受けられる、これによって専門職の方が必ずしも選任されなくて済むといった

職場の方があなというふうに考えております。

○田村智子君 何かもう、一度決めたらもうその人がずっと成年後見だというふうに思い込んでしまうこともあります。是非今の御答弁のところもあると思うんですね。成年後見制度は、一度決めたままでいるのがいいのかなと思えるようになります。ただ、親族が後見人になつたら、じや問題解決するかということなんですかけれども、これ問題提起にとどめますが、親族を後見人についても、一律に後見信託にして財産管理制度を信託銀行で行うようにという判断あるいは後見監督人の選任、このどちらかという判断を一律にやつているんじゃないのかなと思えるような状況もあるわけですよ。そうすると、これまで手数料といいますか、その報酬が発生したり、様々な煩雑な手続が求められたりとか、果たしてこれでメリットになっているんだろうかという問題も残りますので、やっぱり成年後見制度を利用しても安心だと、よかつたと実感できる制度になるようには本当に改善を図つていただきたいというふうに思います。

続いて、宮腰大臣にお聞きしたいんですけれども、今回の法改正によって国家公務員等の欠格条項から成年後見人等が除かれることになる、そ

うすると、いわゆる知的障害、発達障害の方にも国家公務の職場で雇用拡大を進めていくことになつていくと思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(宮腰光亮君) 本法案は、欠格条項を規定する各資格、職種等について、成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除される仕組みを改め、個別的、実質的な審査によって各資格、職種等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断する仕組みへと見直しを行つものであります。これによりまして、本法案の成立後は、成年後見人等であつても国家公務員となるための選考試験等を受けることが可能となり、障害のある方にとって門戸が広がるという側面があるものと

公務部門における障害者雇用につきましては、

昨年十月に決定した公務部門における障害者雇用

に関する基本方針等を踏まえ、政府全体で受入れ体制の整備、職場環境の整備等に取り組んできています。

国家公務員制度担当大臣としても、厚生労働省

おいて障害者雇用が適切に進むよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○田村智子君 昨年、障害者雇用の水増し問題というものが発覚して、各省庁は急速、障害者の採用計画も立てて、今年四月には行政機関全体で約二千五百人が採用になつたと聞いています。障害者が働く環境の整備なしに数合わせだけをするとのないようには障害当事者の団体から本当に強く要望されていたんですけども、そこがどうなつていてかは私、大変危惧をしておりま

す。五月二十九日、国家公務員労働組合連合会、国公労連が、霞が関公務員相談ダイヤルといふうちに労働相談に取り組んだんですね。半年ごとの電話相談活動なんですねけれども、今回の特徴の一つは障害者枠で採用した人に対するパワハラだとうんですね。

霞が関の省庁は、障害者雇用枠の水増しを解消するために多くの障害者を受け入れ、体制、業務内容、障害者への理解の普及啓発などを整えないままに非常勤職員として採用した。その結果、無視されたり、大声で叱責されたり、上から目線のパワハラなどが横行している実態が分かつたというふうに取りまとめが行われているんです。

具体的な事例、紹介します。知力を伴わない肉体労働ばかりさせられる。採用当時から見下した感じがあり、相談役となる課長補佐もばかにした言動をしている。例えば、カットソーなどを着ていると、結婚もできないのに頑張るねと言われたり、あるマニユアルを渡され、あなたが分かれば誰でも分かるよねと言われたりした。課全体がそういう感じであり、相談したくても誰にもできない。また、別のケースですが、直属の上司は配慮してくれているが、周囲の人からは無視されたりしている。前の職場でも、女性非常勤職員から大きな声でばかりにされたり無視されてきた。また他の人は、何か相談事があればこちらにいるものがあるが、同じ職場の職員が相手なので相談できないと。

○国務大臣(宮腰光寛君) いわゆるパワハラにつきまして、障害者に限らず、働く方の尊厳や人格を傷つけ、職場環境を悪化させるような行為はあつてはならないものでありまして、障害のある職員を含めた全ての職員が働きやすい職場環境を整備することは極めて大切なことと認識しております。

このため、公務部門における障害者雇用に関する基本方針等を踏まえまして、障害のある職員がそれぞれ意欲と能力を發揮できるよう、各府省における障害のある職員本人からの相談を受ける個別支援者を選任し、また、障害のある職員とともに働く職員向けに障害者雇用に関する理解促進を図るためにセミナーを開催するなど、政府全体で受け入れ体制の整備、職場環境の整備等に取り組んでおります。

○国務大臣(宮腰光寛君) 職場におけるパワハラというのは決してあつてはならないということです。障害のある方に限らず、全ての職員がやがいを持って生き生きと働くことができる職場づくりは極めて大事であると認識をいたしております。

その上で、障害を持つ方が安心して継続的に業務を担当ができる職場づくりのためには、これまで以上に障害者の方と一緒にになって業務を遂行していくことについての理解を促進することや、職場全体として、これが大事だと思うんですけど、既存の業務のやり方を前提とせずに、業務のやり方の見直し、具体的には新しい技術の活用などがありますけれども、業務そのものを減らしていくことが重要であると考えております。

○田村智子君 今お話をあつた基本方針なんですけれども、確かに個別支援、必要だというふうにしているんですけど、じゃ、それをやる人をちゃんと付けているのかということだと思うんですね。

○委員長(石井正弘君) 全会一致と認めます。よ過密労働があつて、長時間労働があつて、業務量にふさわしい人員がそもそも配置をされないと。障害者枠で障害者の方が雇用されたと、あつてはならないものでありまして、障害のある職員を含めた全ての職員が働きやすい職場環境を整備することは極めて大切なことと認識しております。

○委員長(石井正弘君) 全会一致と認めます。よ過密労働があつて、長時間労働があつて、業務量にふさわしい人員がそもそも配置をされないと。障害者枠で障害者の方が雇用されたと、あつてはならないものでありまして、障害のある職員を含めた全ての職員が働きやすい職場環境を整備することは極めて大切なことと認識しております。

○國務大臣(宮腰光寛君) 職場におけるパワハラについては決してあつてはならないということです。障害のある方に限らず、全ての職員がやがいを持って生き生きと働くことができる職場づくりは極めて大事であると認識をいたしております。

○委員長(石井正弘君) 全会一致と認めます。よ過密労働があつて、長時間労働があつて、業務量にふさわしい人員がそもそも配置をされないと。障害者枠で障害者の方が雇用されたと、あつてはならないものでありまして、障害のある職員を含めた全ての職員が働きやすい職場環境を整備することは極めて大切なことと認識しております。

○委員長(石井正弘君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○田村智子君 昨日、厚生労働省の長時間労働の実態取り上げましたけれども、超多忙で長時間労働だと。もちろん、先ほどの見下すようなとかいうのはこれで、じや、相談に乗りましょうというふうな気

持つになれるかということが起きてくるわけですよ。過密労働があつて、長時間労働があつて、業務量にふさわしい人員がそもそも配置をされないと。障害者枠で障害者の方が雇用されたと、あつてはならないものでありまして、障害のある職員を含めた全ての職員が働きやすい職場環境を整備することは極めて大切なことと認識しております。

○委員長(石井正弘君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○田村智子君 今お話をあつた基本方針なんですけれども、確かに個別支援、必要だというふうにしているんですけど、じゃ、それをやる人をちゃんと付けているのかということだと思うんですね。

○委員長(石井正弘君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○田村智子君 今お話をあつた基本方針なんですけれども、確かに個別支援、必要だというふうにしているんですけど、じゃ、それをやる人をちゃんと付けているのかということだと思うんですね。

○委員長(石井正弘君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○田村智子君 今お話をあつた基本方針なんですけれども、確かに個別支援、必要だというふうにしているんですけど、じゃ、それをやる人をちゃんと付けているのかということだと思うんですね。

○委員長(石井正弘君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○田村智子君 今お話をあつた基本方針なんですけれども、確かに個別支援、必要だというふうにしているんですけど、じゃ、それをやる人をちゃんと付けているのかということだと思うんですね。

○委員長(石井正弘君) 他に御発言もないようですか、質疑は終局したものと認めます。

○田村智子君 今お話をあつた基本方針なんですね。

○委員長

討において、高齢者及び障害者の意見が反映されるようになりますこと。

三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。

四 市区町村が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本計画の策定や、地域連携ネットワークの構築に資する中核機関の整備などの取組に対し、適切な支援を講ずること。

五 障害者の権利に関する条約第十二条の趣旨

に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それにに基づき、必要な社会環境の整備等を図ること。

六 障害者の権利に関する委員会からの提案及

び一般的な性格を有する勧告が行われたときは、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、関連法制度の見直しを始めとする必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第四条第三項及び第三十三条第三項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。

八 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。

九 本法による改正後の諸法において各資格等の次格事由を省令で定めることとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害

を理由とする差別の解消の推進に関する法律に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようになりますこと。

十 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。

十一 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘査し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(石井正弘君) ただいま相原さんから提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(石井正弘君) 全会一致と認めます。

よつて、相原さん提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮腰内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。宮腰内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(宮腰光寛君) ただいま御決議をいただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(石井正弘君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石井正弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

令和元年六月二十一日印刷

令和元年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F